

# 教育厚生委員会会議録

日 時 平成31年3月8日(金) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時15分

場 所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 清水 喜美男  
委員 望月 勝 杉山 肇 猪股 尚彦 早川 浩  
小越 智子

委員欠席者 中村 正則

説明のため出席した者

教育長 市川 満 教育次長 小島 良一  
教育監 奥田 正治 教育監 青柳 達也 理事 斉木 邦彦  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 塩野 開 学力向上対策監 佐野 修  
福利給与課長 諏訪 桂一 学校施設課長 後藤 宏  
義務教育課長 嶋崎 修 高校教育課長 廣瀬 浩次  
高校改革・特別支援教育課長 染谷 光一 社会教育課長 保坂 哲也  
スポーツ健康課長 前島 斉 学術文化財課長 百瀬 友輝

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 中澤 和樹 福祉保健部次長 依田 誠二  
福祉保健総務課長 小野真奈美 健康長寿推進課長 佐野 俊一  
国保援護課長 土屋 淳 子育て支援課長 下條 勝  
子どもの心のケア総合拠点整備室長 土屋 嘉仁 障害福祉課長 小澤 清孝  
医務課長 井上 弘之 衛生薬務課長 大澤 浩 健康増進課長 下川 和夫

議題 (付託案件)

(平成30年度関係)

- 第50号 山梨県介護医療院に関する基準を定める条例中改正の件
- 第51号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条  
継続費の補正及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第60号 平成30年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

(平成31年度関係)

- 第5号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第8号 山梨県民生委員定数条例中改正の件
- 第9号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件
- 第23号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例中改正の件
- 第26号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条  
債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第29-10号については、採否留保すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時から午後2時05分まで（午前11時45分から午後1時まで休憩をはさんだ）教育委員会関係、午後2時20分から午後3時15分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第51号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条継続費の補正及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(いじめ・不登校対策事業について)

望月（勝）委員 教の9ページ、このいじめ・不登校対策事業費が減額で1,500万円強とあるのですけれども、今、全国的に、山梨県もそうだと思うのですけれども、いじめ・不登校の問題が大きくクローズアップされています。そうした中でこの事業費の確定によって減額ということはどのような状況なのかお伺いしたいのですが。

嶋崎義務教育課長 お答えいたします。正規のスクールカウンセラーにつきましては、時給5,000円というような単位で支払いをしているのですけれども、質の担保の観点から必ずしも全てが臨床心理士の資格を持った方というわけにはいかないところもあります。これにかわるものとしましては、額が減っておりますので、この差額でございます。

あと、今、委員から御質問がありましたいじめの状況ですけれども、認知数はかなり多くなっておりますけれども、3カ月経過した時点ということで、6月時点の調査では99%以上の回収率が図られておりますので、一定の成果が上がっていると捉えているところでございます。

望月（勝）委員 資格のある人が5,000円ということですが、このカウンセラーの資格がない人はもっと安いということで、この差額がこういう形になったということですか。

嶋崎義務教育課長 そのとおりでございます。

(特別支援学校冷房設備設置費について)

猪股委員 2月補正予算の課別説明書の教の7ページの特別支援学校冷房設備設置費について、先ほど課長から説明がありましたけれども、昨年夏の猛暑を受け、国が創設した交付金制度を活用して特別支援学校の特別教室に冷房設備を導入するための所要の補正予算が計上されていると思います。この件に関して何点かお伺いします。

まず、冷房設備を設置する学校や教室をどのような基準で選定したのか、その辺についてお伺いします。

後藤学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。まず、特別支援学校の普通教室への冷房の設置率は今、100%となっております。今回、全て特別教室への整備となりますけれども、この設置を予定しております学校及びその教室は、まず学校からの要望をもとにいたしまして、体温調節が困難な児童生徒の体の状況を考慮し、そしてその中で必要と認められるもの、また、国の臨時特例交付金を使いますので、その採択要件に合致して、平成31年度中に整備が終わるものを勘案して整備を決定させていただいたところでございます。

猪股委員 今回の整備が完了すると、特別教室の整備率はどうなるのか、その辺について伺います。

後藤学校施設課長 平成30年9月1日現在の特別教室の整備率は65%であります。その整備をした後になりますと、87.4%と、22.4ポイントアップする予定でございます。普通教室と合わせますと、全教室の整備率は93.6%となる予定でございます。

猪股委員 冷房設備が整備されていない教室について、今後どのような対策をしていくのか、対応をしていくのか、その辺について伺います。

後藤学校施設課長 今回、冷房設備が未整備の箇所は、具体的には天井が高く、面積が広いような、いわゆる多

目的ホールというようなところでございます。冷房設備の効率とか整備手法などの課題もござい  
ますけれども、国の補助金の動向、それから他県の整備状況、それから大規模な改修時にあわせ  
た導入なども含めまして引き続き検討をしまいたいと思っております。

猪股委員 県立高校について整備は行われないのか、その辺についてはいかがですか。

後藤学校施設課長 県議会や高校生議会におきまして、冷房設備の設置要望を受けております。それを受け、昨  
年実施をいたしました学校への要望調査、それから室温等の現地調査などを含めまして、さらなる  
冷房設備の設置に向けまして具体的な検討を行っているところでございます。

猪股委員 山梨の夏の暑さは全国でもニュースになるほどでありますので、児童生徒の安全・安心、学習  
効率の向上のためにも、県立高校についても冷房設備の整備を進めていただくことをお願いして  
質問を終わります。

(峡南地域単位制・総合制高校建設事業費について)

清水副委員長 教の8の、説明を聞き漏らしたかもしれないので確認で質問させていただきます。年割額が3  
年前倒しになったということなのですが、継続工事の工程フローからいくと、そういう工  
事のやり方というのはちょっと理解できないのですが、その内容はどのようなことですか。

後藤学校施設課長 これは、具体的には貯水槽の工事でございます、平成31年度と平成34年度にそれぞれ  
貯水槽を設置する予定でございました。まず、貯水槽というのは、学校敷地内に降った雨を全て  
自家処理するという前提のもとでつくってございまして、平成31年度には学校の校舎の近くで  
降ったものを処理する貯水槽、平成34年度には学校設備が全て終了してグラウンドに降った雨  
水を処理するものというふうに想定をしておりました。ただ、平成34年度に入れる貯水槽につ  
いては、そこの浸透性が悪いということが判明いたしましたので、平成31年度に設置をする、  
そういう浸透性のいい場所に設置をするということで、34年度の貯水槽の工事を前倒して平  
成31年度に実施をするというものでございます。

清水副委員長 ということは、設置位置も変わっているということですか。

後藤学校施設課長 そのとおりでございます。

(スーパーグローバルハイスクール事業費について)

小越委員 教の10ページのスーパーグローバルハイスクール事業費。甲府一高のスーパーグローバルハ  
イスクールの補正で、国の委託費が減になったという説明だったのですけれども、既定予算が9  
99万5,000円で補正マイナス419万円、約半分減っているのですが、それは国が  
どうして認めてくれなかったのか、そこはわかりますか。

廣瀬高校教育課長 国がその予算につきまして全体にSGHの指定校に対して平たく予算を配分した結果だと聞  
いております。

小越委員 半分も減額されるとなりますと、当初こういう事業をしようといったのが、半分しかお金が来  
なくなりますと現場は支障が来されているのではないですか。

廣瀬高校教育課長 現場はその予算といいますか、国からの予算に対しまして管理を十分しているというふうに  
認識しています。

小越委員 それでは、最初から半分でよかったということですよ。半分も予算が削られていて、前と同  
じような事業でよかったとなりますと、事業そのものがどういうことだったのかというふうに問  
われてしまうと思うのですよね。現場が大変であれば県費から入れるとかあると思うのですけど、

現場が半分になってもよかったとなりますと、そもそもこのスーパーグローバルハイスクールの中身そのものがないのかなというふうに問われてしまいますので、ちょっと現場でちゃんと検証するべきだと思います。

(学力向上総合対策事業費について)

教の9ページです。学力向上総合対策事業費。先ほど説明で学力フォローアップ事業を全ての市町村でやることになったので、1,600万円ほど減額になったと聞きました。全ての市町村でやるということは、県費から出ていたお金の1,600万は市町村が負担したということですか。それとも国から補助金が来たということですか。

嶋崎義務教育課長 お答えします。昨年度末に8市町村がまだ県の事業の指定を受けておりませんでした。この時点で8市町村に講師を置こうとしたわけですが、その後の確認の中でそれぞれこれらの市町村につきましては各市町村の特色に応じた講師だとか、あるいは方法でやっているということで、この予算を執行しませんでした。とりあえず予算は週1回に3時間の3人の講師ということで計算しておりますので、必ずしも市町村の方法と合っているわけではございません。

小越委員 その予算は市町村が今度、負担することになったのか、それとも国から補助金が来るのか、そこを聞きたいのですけど。

嶋崎義務教育課長 これは各市町村でボランティアが運営しているところもありますし、一定の額の報酬を支払っているところもありますので、この額がそのままということではありません。それぞれ市町村の方法で行っているということになります。

小越委員 ということは、県が出していたお金を今度市町村が負担するなり、それはボランティアでということで、県が手を引いたということになりますよね。それで、さっき週1回、3人の講師と言ったのですけれども、ということは、対象者、受けている子供たちの人数は全県で何人ぐらいいるのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 これも各市町村によって違いがあります。中学生を対象にしているところもありますし、小学校からのところもあります。また、土曜日、あるいは曜日によって対象を変えているところもあります。県のほうでは一律対象学年を示してはおりませんでしたので、それも各市町村の実情に応じた方法をとっていただいております。

小越委員 となりますと、学力向上の学力フォローアップ事業というのはどういうことが必要で、どのように進んでいるのか、県は把握をしないということですか。到達状況ですとか、どういう人を対象にするのか、それは全部市町村お任せで、県とすればこの学力フォローアップというものは全てもう手を引くという、そういうことでしょうか。

嶋崎義務教育課長 決して手を引くわけではありません。各市町村の状況を確認いたしまして、あるいは必要な講師が足りなくなったりというような場合には学生ボランティア等の紹介をしております。また、どのような成果が上がったかについては、各教育事務所を通じて把握しておりますので、情報交換等を行っているところでございます。

小越委員 学力向上の状況は県がしっかりつかんでいただきたいと思っておりますし、必要な予算をとるべきだと思います。

もう一つ、英語検定の補助をする市町村が予定より下回ったという御答弁があったと思うのですが、英検の補助をしている市町村は幾つで、予定と差があったのはどうしてなのでしょう。

嶋崎義務教育課長 当初予算は全ての市町村で考えておりましたが、各市町村のほうで最終的に11市町村がこ

の補助対象の事業を行っております。

小越委員 11市町村ということは、残りの17はなぜやらなかったのですか。

嶋崎義務教育課長 この事業は、英語検定に補助を出している市町村に助成するものですので、市町村のほうで事業が行われないと対象にならないということで、今年度は11市町村にとどまりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第23号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論

小越委員 消費税増税分を市民、県民に利用料・使用料転嫁することは市民の負担を引き上げることであり、私はこの条例の改正に反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第26号 平成31年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(境川競技場改修事業費について)

猪股委員 来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるのと、県民のスポーツへの関心が高まっている中で、県民がスポーツ施設を安全でかつ快適に利用できることが重要なことだと考えていますけれども、そこで当初予算に計上された施設の維持管理や修繕費について伺います。

まず、課別説明書の42ページの体育協会助成費に境川競技場改修事業費975万2,000円が計上されていますが、この内容はどのようなものなのか伺います。

前島スポーツ健康課長 境川自転車競技場におきましては、2020年の関東高等学校体育大会の自転車競技の会場になりますことや、東京オリンピック・パラリンピックに向けまして自転車競技を普及するためのイベントなどが計画されております。このため、バンクのひび割れを補修するとともに、来場者の熱中症対策といたしまして観客席に日よけを整備するものであります。

(緑が丘スポーツ公園管理費について)

猪股委員 次に、46ページです。緑が丘スポーツ公園管理費の中に施設維持整備費とありまして2,585万8,000円が計上されていますが、この内容についても伺います。

前島スポーツ健康課長 この経費につきましては、昨年6月に発生をいたしました大阪府北部地震で小学校のブロック塀が倒壊したことを踏まえまして、飯田野球場にあるブロック塀を点検いたしましたところ、塀の高さや厚さなど、建築基準法に定める基準に適合しないことが判明したところでございます。また、飯田野球場は甲府西中学校と接していることから、早期に生徒、利用者などの安全を確保する必要があると判断いたしまして、来年度、ブロック塀を撤去いたしまして金網フェンスを設置するものであります。

(県立八ヶ岳スケートセンター管理費について)

猪股委員 次のページ、同じような質問になりますけれども、教の47ページの県立八ヶ岳スケートセンター管理費の同じく施設維持整備費、660万8,000円が計上されております。この内容についてはどのようなものかをお願いします。

前島スポーツ健康課長 八ヶ岳スケートセンターでは、非常に細長いチューブを平面上に並べたアイスパネルというものをリンク全体に敷き詰めまして、そのチューブ内に冷却液を循環させて製氷を行っております。近年このチューブが経年劣化をいたしまして冷却液が漏れることがあり、特にコーナー部分の氷が解ける回数がふえたということからアイスパネルの一部をレンタルいたしまして更新するものであります。

加えまして、冷却液をつくる冷凍機、5台ございますけれども、このうち1台をオーバーホールするものであります。

猪股委員 わかりました。今後も適時適切に改修等を行いながら、県民が安全かつ利用しやすいスポーツ施設にしていだけるようお願いします。

(第74期本因坊戦第2局開催費について)

望月(勝)委員 教53ページの第74期本因坊戦第2局開催費についてお伺いします。県立文学館でこのような事業を開催するというので、まず、この囲碁の大会を文学館で実施する、その理由、その内容についてお伺いしたいと思います。

百瀬学術文化財課長 明年度、文学館では開館30周年を迎えるに当たりまして、文学と密接に関連する日本文化を紹介して、魅力ある場をつくり上げることを事業展開の柱としております。この節目の年に全国190万人とも言われる競技人口を抱える囲碁界におきまして注目度の高い本因坊戦を開催することで、文学館を全国にPRする絶好の機会になるということと、また、囲碁の愛好家など新たな客層を獲得し、さらなる文学館の利用促進につながることを期待し、当館で開催するものでございます。

望月(勝)委員 この本因坊のシンポジウム実施という中で、具体的にどのようなイベントをするのか。そして、何人ぐらいを募集して行うのか、その辺の内容的なものをお願いします。

百瀬学術文化財課長 関連イベントにつきましては、囲碁をモチーフとした古典文学や現代文学の作品などを展示する「文学と囲碁展」の開催、また、文学と囲碁に関する図書を読覧できる「囲碁と作家コーナー」を設置するなどして、囲碁と文学の関連性を展覧してまいりたいと考えております。

また、プロ棋士と三枝館長によります、囲碁と文学との共通点やその魅力を語るシンポジウムなどを開催し、囲碁や文学の魅力を発信してまいろうと考えておりますが、できる限り多くの方々に参加していただいて、その魅力を感じていただければと思っております。

望月(勝)委員 この本因坊戦「を山梨県の文学館で行う」ということの将来的な波及効果、そうしたものをどういったように思っているのかお伺いいたします。

百瀬学術文化財課長 先ほども申し上げましたとおり、本因坊戦が非常に全国的に注目されているため、今回、

30周年記念事業として開催することで文学館の名称の全国的な露出、注目度を高めること、また、これによって新たな客層を呼び込むというようなことを期待しております。

望月（勝）委員 30周年を迎えるための一つの大きなイベントではないかと思って今、説明を聞いているわけですが、こうした中で山梨県の囲碁に対する一般の方、それから小中学生、高校生のそうした関心度、そういうものをこれからどのようにつくっていくのかお伺いします。

百瀬学術文化財課長 囲碁もちろんでございますけれども、私どもといたしましては、囲碁を通じて文学に興味を持っていただくというようなことを第1の目的としております。ですので、多くの子供たちにも囲碁の楽しさ、また、文学の楽しさ、こういうものを感じていただければと思っております。

望月（勝）委員 やはり県内のそうした一般の方、それから小中高校生の方、そういう人たちにこの文学館をよく理解してもらって、今後、利用活用がふえるような大会にさせていただきますよう要望をして終わります。

(統合型校務支援システムの債務負担行為について)

杉山委員 私からは1点だけお聞きしたいのですが、教の25ページの一番下にあります統合型校務支援システム等々の委託契約を締結するということところです。今、教員の負担軽減というのは一つの大きなテーマなのだろうと思います。そういう趣旨でこういうことにつながるのかなと思うのですが、具体的にこの統合型校務支援システムというものはどういうものなのか簡単にご説明いただきたいと思っております。

嶋崎義務教育課長 お答えいたします。現在、学校では名簿管理、あるいは出席管理、成績処理、あるいは健康管理など、いわゆる校務を、表計算ソフトなどを使って行っておりますけれども、作業の重複や、あるいは転記ミスなど、非効率な部分もかなり多くあります。このため、ICTを活用し、例えば学期ごとの成績だとか、あるいは健康診断の状況を入力すれば進級だとか進学時に必要な資料に反映されるシステムを構築したいと考えるもので、このことによってこうした問題点、あるいは大幅な事業改善を図ることを目的にしております。

杉山委員 統合型という以上、県内共通のシステムになるということだと思っておりますが、そういうことによってより効率的というか、教員の負担が軽減されるということにつながるのだろうと思うのですけれども、いつから導入する予定になっているのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 実質的な導入は平成32年からを考えております。

杉山委員 1つ懸念するのは、そういうICTを活用してこういうデータ管理だとかもろもろということになると、個々のプライバシーといいますか、データの流出の懸念もあると思うのですが、その辺のところもあわせてしっかり管理をするということが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

嶋崎義務教育課長 セキュリティ管理については万全の対策をとりたいということで、他県でも幾つか事故がありました。そういうことが起こらないように細心の注意を払っていきたいと考えています。

杉山委員 いずれにしてもこういうかなりの費用がかかるわけですが、こういうしっかりとしたシステムを入れればいいということではなくて、こういうシステムをいかに有効に活用するかというところが大事だと思いますので、その辺のフォローをしっかりといただければと思います。

市川教育長 統合型校務支援システムについては、今、委員からも御指摘がありましたとおり、全県下で活用するというのでございますので、教員が例えば人事異動でほかの市町村に行ったとしても同じスタイルでできるということもありますので、そういった面でもかなりの負担軽減になると考



えているところでございます。

今、委員御指摘のとおり、まさにシステムをつくれればいいというわけではなくて、有効活用するという観点から、例えば研修でありますとか、使っている段階でのさまざまな情報交換、意見交換、そういったものは密にしていきながら、このシステムが有効に活用できるということを目指してまいりたいと考えております。

(いきいき教育地域人材活用推進事業費について)

清水副委員長 教の21ページの一番下にあります、いきいき教育地域人材活用推進事業費について何点かお尋ねしたいと思います。超高齢化社会で元気な高齢者がますますふえてくる。こういう人たちは知識もあり、経験もあり、人脈もある。こういった内容を若い世代に注ぎ込むということはこれからの教育の中ですごく重要だと思って、こういう活動を私のライフワークとしてきているわけですが、そういう観点でこの事業をお尋ねしたいと思います。

まず、この事業の目的について確認したいと思いますけれども、お願いします。

嶋崎義務教育課長 お答えします。本事業の目的は、幅広い知識や経験、あるいは優れた技能を持つ地域在住の専門家あるいは社会人を学校で招き、各教科等の授業で活用することで学校教育全般の活性化を図ることを目的としております。

清水副委員長 地域や企業等から人材をチョイスするということですが、講師の選定というのはすごく難しいと思うのですよね、多種多様な人がいたり、いっぱいジャンルもあつたりしますので。この辺の選定はどんなふうにやっていくのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 この事業はあくまでも各地域に根ざしたようなことを目指しておりますので、学校は各地域に在住する優れた技能や専門的知識を持った高齢者等を講師として活用する計画をまず策定します。これを県のほうに申請しまして、県では過去の実績だとか、あるいは他校の実践のようなものを総合的に判断しまして、授業が行える特別非常勤講師として発令し、各学校への派遣を認めております。

清水副委員長 ありがとうございます。今までも、今日までずっとやってきている事業だと思って、これからももっと拡大してほしいと思っているのですけれども、今までどのような分野でこういった講師が活躍されているのか。すごく複雑な世の中ですので、どういう内容をやってきたのかということをお尋ねしたい。

嶋崎義務教育課長 これまでの実績を集計したところによりますと、総合的な学習の時間等を使いまして、歴史、文化、あるいは伝統芸能伝承、音楽では和楽器の演奏、あるいは体育における武道指導などが主な内容となっております。

清水副委員長 何が起こるか分からない激動の世の中で、子供たちがあと何年かするとこの世の中へ飛び込むのですけれども、そのためにやっぱり学校教育の中で予測できない世の中はこういうものだというのをわからしめるということがすごく重要で、それはやっぱり先生ではできない内容だと思うのですね。だから、その激動の世の中にどうやって注ぎ込むかというテーマはものすごく重要だと思うのですけれども、そういうようなことを含めて今後この事業をどういうふうに展開していくのか、最後にお尋ねいたします。

嶋崎義務教育課長 お答えします。今、委員がおっしゃいましたように、教員ではなかなか教えることができない生き方や考え方に基づく学習、あるいは実践や経験に裏づけられた知識や技能を体験的に学ぶことがこの事業のよいところでありまして、子供たちが意欲的に学ぶ姿が見られたということが報告されております。また、地域の方を講師に招くことによって、地域との結びつきが強まったというような報告も上がっております。

今後本事業を通して学ぶことの楽しさだとか、あるいはわかることの喜びに気づかせること

によって、激動の時代を乗り切る子供たちを育ててまいりたいと考えております。

(学力把握調査事業費及び学びのサイクル改善事業費について)

小越委員 数点お伺いします。まず、課別説明書の教の22ページ。学力把握調査事業費、637万円ですけれども、前年度が1,288万円あったのに比べて約半分になっている理由は何ですか。

嶋崎義務教育課長 これにつきましては、小学校3年生、5年生の部分を今年は学びのサイクル改善事業に切りかえましたので、その額でございます。

小越委員 ということは、県独自の学力調査を小学生はやらずに、中学2年生だけになったという理解でよろしいでしょうか。

嶋崎義務教育課長 そのとおりでございます。

小越委員 その分を3番の学びのサイクル改善事業費に充てたという説明があったと思うのですが、この学びのサイクル改善事業費とは、4、5、6年生。前年度はたしか5年生、6年生だったと思うのですが、ふやした理由は何でしょうか。

嶋崎義務教育課長 3年生の学力調査をやめたことから中学年の学力の改善についても何らかの手当をしなければいけないということから、4年生を新たに追加しました。

小越委員 この学びのサイクル改善事業というのは単元テストですよね。いわゆる単元テストで、全子供たちを対象にやるとしかあったと思うのですが、来年度も全4、5、6年生に国語と算数を全部やるという理解ですか。

嶋崎義務教育課長 学びのサイクル改善事業につきましては、かつて委員からも多忙化のことが懸念される御指摘を受けました。これにつきましては各学校の状況を指導主事の学校訪問を通じて把握するとともに、過日ありました学校長を集めた会の中で課題の改善について具体的な資料や操作を説明しながら行っております。これで一定の理解が図られたと県では考えております。

小越委員 だから、4、5、6年全生徒にやるのか、そしてそれを県教委に集めるという、そのシステムは変わらないのですか。

嶋崎義務教育課長 失礼いたしました。一斉にということで県も周知しているわけですが、年度当初が忙しかったりだとか、あるいは他の行事の関係もあつたりというところは県でも配慮いたしまして、全てのものを必ずしもやらなくても構わないけれども、目的が恒常的な授業改善であることから、これに全校で取り組んでいただきたいというお願いをしたところでございます。

小越委員 小学生の県独自の学力調査をやめたということは評価いたします。これは先生方の、それから子供たちにとっても大きな負担ですし、全国の学力調査がある中で、県がまたわざわざやる必要はありません。でも、それを今度、学びのサイクルにまた持ちかえると。それも全生徒に、全児童にやって何の意味があるか、それがどこを改善するのか。授業の改善であれば抽出で済むわけですから、これは不必要だと私は思います。

(学力向上支援スタッフ配置事業費補助金について)

それから次に、同じページの5番目、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金の1,911万円。これは昨年度からあったと思うのですが、学力向上支援スタッフ配置によってどのような効果があったのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 この支援スタッフにつきましては、学習指導以外に、いわゆる雑務というか、印刷だとかプ

プリントの配付、あるいは整理等も行うことができますので、先生方が純粋に授業にかかる時間がふえたということで一定の評価をいただいております。

小越委員           それで、昨年度の1,500万円から1,900万円に若干ふえているのですけれども、市町村に対し助成ということは、何人配置なのでしょう。

嶋崎義務教育課長 市町村によりまして曜日の指定だとか時間が決まっておきませんので、今年度は全ての27市町村と組合立を含めまして28の市町村のほうに一定の助成を行います。それぞれ市町村のほうではこの額の範囲内で人数や時間を決めてもらうような形になっていると思います。

小越委員           それは何人なのでしょう。そして、新年度はふえるということは何人ですか。28市町村ということは、全ての市町村に今年度は配置したと。ということは、来年度は若干金額がふえれば、人数がふえるという意味ですね。ということは、今年度と来年度、人数的には何人ですか。

嶋崎義務教育課長 人数は決まっておきません。これは各市町村で2人を配置する場合がありますし、報酬額も違いますので、何人ということではなくて一定額の指定の中で市町村のほうで取り組んでもらうような形になります。  
今年度行っているのは15市町で、来年度は28に広げていく考えです。

小越委員           15から28に広げるけれども、金額はそんなにたくさんふえないのですよね、1,500万円が1,900万円ということで。となりますと、人件費ですね、時間給なのか日給なのかわかりませんが、それは幾らなのでしょう。

嶋崎義務教育課長 これは各市町村のほうで規定もあつたりだとか、あるいは役職によって違っていたりするところもありますので、各市町村に単価等はお任せしているところになります。

小越委員           学力向上支援スタッフが、非常に効果あつたと今、答弁がありました。先生方のいろいろなプリントを配つたりとか印刷したりするものを、それを事務的な補助をしてくれて非常に効果あつたと言うわりには何人いるかも把握していない。時間給幾らかも県が把握していない。それで学力向上支援スタッフもたくさん配置したとはとても言えないと思いますよ。1,900万円の内訳ぐらいわかるはずではありませんか。

嶋崎義務教育課長 各市町村のほうで単価の違いが若干ございます。1,000円程度のところもあれば、1,500円とか2,000円のところもありますので、その内容だとか時間によって違っているということで、全く把握していないわけではありませんけれども、その辺は各市町村のほうの判断にお任せしているところでございます。

小越委員           人数が何人いるかもわからないで1,900万円使ってこれで学力向上支援になったというふうに言えませんよ。山梨県のクラスに1学年が何クラスあると思います？甲府市みたいな大きい学校に2人配置していて全ての学校へいくわけがないです。もっとこれは、どういうことなのか、人数も把握して、これに効果があるのであれば、もっと予算を取るべきではありませんか。いかがですか。

嶋崎義務教育課長 各市町村でもこれ以外の形で、市町村雇用で雇っているところもございまして、その一部にこの費用を充てているところもございまして。また、文科省のほうの加配等の関係で人数と額が決まっておりますので、全部のニーズに応えられないところもございまして。

小越委員           この学力向上支援スタッフは効果があると私も思います。先生方のいろいろな仕事を軽減することができると思います。だけど、今、話を聞くと人数もつかんでいない。市町村任せ。これで

は学力向上支援スタッフのやっている意味がないと思いますよ。全ての学校にどのぐらいいるのか、そのぐらいつかんでいるのは当然だと思いますので、ここは金額をもっとふやすとか、人数がたくさんいるのか、それで足りているかどうかくらいわからなかったら、次に予算をふやすことできないと思いますよ。

嶋崎義務教育課長 今年度の人数につきましては17名がこの事業で雇用している人数になっております。申しわけありませんでした。

小越委員 17人では少な過ぎますよ、どう考えても。山梨県のクラス、何千クラスもありますよ。17人でこの学力向上支援スタッフの効果があつたと言えませんよ、まだ。どうやったらもっとふやすことができるのか。先生方の過重労働を含めて、子供たちにもっと手厚くすることからも、学力向上支援スタッフをもっとはつきり大きく、県がお金を出してでもやはりこれはちゃんとスタッフを配置するべきだと思います。

(中学生英語力サポート事業費補助金について)

次の中学生英語力向上サポート事業費。先ほど補正予算のときにこのお話を聞きました。28市町村のうち11市町村が平成30年度は使ったからお金が残ったと。ですけど、昨年度620万円に対して平成30年度が620万円、そして新年度が592万円と、ほぼ同じです。先ほど補正予算マイナスでやったときには11市町村しか手を挙げなかったと。新年度はどういう予定なのでしょう。

嶋崎義務教育課長 今年度、この事業を計画するに当たりまして、各市町村のほうに聞き取り調査を実施いたしました。そうすると、昨年度と大きく変わらない市町村数が上がってきたことと、実質的に2分の1の人数が受検することを考えていたのですけれども、実際に今年やってみたところは2分の1以下だったことから、この予算を計上いたしました。

小越委員 そうすると、620万円が今度590万円と、ほぼ変わらないのですよ。もっと減額するのだと思ったら、ほぼ変わらないですね。先ほども英語検定を受ける予定のお子さんが少なかったということですね。それはなぜなのでしょう。

嶋崎義務教育課長 現在、決定はしていないのですけれども、こうした事業に取り組んでみたいというようなところは幾つか挙がっておりますので、そういうところにこれから先、お願いをしまして、この事業を広げていきたいと考えております。

小越委員 さっきの学力向上支援スタッフは市町村が言ってこないからで終わってしまったのですが、この英語力向上は言うてくるだろうと、逆に大きく見込んでいるわけですよ。英検というのはまだ公的なものには近くないですね。一業者のはずですので。英検に受からなかったとき、受かったとき、受検料、これが受ける子と受けない子の差がある。ここのところに補助金を出すということ自体が、私はいかがなものかと思っております。

(スクールカウンセラー活用事業費について)

それから、次、教の24ページです。スクールカウンセラーです。新年度は配置校161校になっておりますけれども、この161校というのは全ての小中高、支援学校を含めて、全ての学校に配置するということになるのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 中学校については全ての学校に配置しておりますが、小学校につきましてはまだ全ての配置が終わっておりません。一定数のいじめ認知があつたりだとか、不登校の数が多いようなところを主体的にということで配置を考えております。また、それ以外のところは要請訪問の形で、何かあつたときには要請でスクールカウンセラー等が派遣できるようになっております。

小越委員 ということは、この配置数は161校ですけれども、スクールカウンセラーそのものの人数は何人ですか。

嶋崎義務教育課長 現在66名のスクールカウンセラーを配置しております。

小越委員 そうしますと66人で年間297回、891時間派遣に出すけど、前年度も311回の933時間、ほぼ変わらないのですけれども、このカウンセラーの皆さんは大体1人当たり何件ケースを持っているとか、どのぐらいで完結するのかというデータはありますか。

嶋崎義務教育課長 多いカウンセラーでは3校程度持っていらっしゃるカウンセラーもいらっしゃいます。平均すると大体2校程度のものを曜日の変更で訪問しております。

小越委員 3校かけ持ちするというのは非常に負担だと思うのですよね。この方々は正職員じゃなくて非常勤ですか。

嶋崎義務教育課長 非常勤公務員の形をとっております。

小越委員 この非常勤の方々は臨床心理士の資格を持っている方々を雇っていると思うのですけれども、専門職でありながら非常勤で、なおかつ3校も2校もかけ持ちしているのは非常に負担だと思いますし、それで十分な子供たちへの対応ができるのかと思います。やはりこれは正規職員で1校1人。小さい学校、大きい学校がありますので、そのところはちょっと加配しなければいけないと思うのですけど、今、子供たちのいろいろな問題があります。いろいろな子供たちの中の、それから、先生も家族も含めて。たしか国はスクールカウンセラーを全小中学校に全校配置するという予算をつくったはずですが、山梨県は中学校だけだと。小学校はまだ66人しかいないという。そこはもっとたくさんふやすべきだと思います。

(スクールソーシャルワーカー活用事業費について)

その下のスクールソーシャルワーカーです。スクールソーシャルワーカーは前年度とほぼお金変わらないのですけど、これはどうしてですか。

嶋崎義務教育課長 スクールソーシャルワーカー、あるいは先ほどのスクールカウンセラーについてもふやしたいのですけれども、なかなか適材な方がいらっしゃらないことと予算の関係の両方ありまして、今いる中で工夫して配置しているところでございます。

小越委員 予算が足りないからなのですか。予算はどうしたら取れるのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 スクールソーシャルワーカーの効果等をまとめる中で順次ふやす計画だとかお願いをしているのですけれども、なかなかふえない現状がありまして、この辺につきましても努力していきたいと考えております。

小越委員 今、いろいろな学校の中の問題、子供の学力の話だけではなく、子供の貧困の話や虐待の話やら、子供の社会福祉の問題がクローズアップされています。子供の生活の向こう側に社会福祉的なアプローチが必要な子供さんもたくさんいる中で、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを私は非常勤やその時々ではなく、常駐と言えなくても、もう少し正規で雇い増してやるのが学校の先生方の負担も軽減することになりますし、早期の発見と適切な対応につながると思います。

(適応指導教室運営費について)

それから、次の教の25ページです。適応指導教室運営費、前年度に比べて1,000万円ほど減っている、この理由は何ですか。

嶋崎義務教育課長 これにつきましては、今年度末をもちまして葦崎の適応指導教室が廃止になったことから減額となっております。

小越委員 葦崎の適応指導教室の方々は、新年度からどう対応されるのですか。

嶋崎義務教育課長 今通っていらっしゃる児童生徒の約半数は石和にあります、こすもす教室のほうに通うことになっております。また、葦崎市あるいは北杜市のほうで独自にこうした教室をつくる計画もありますので、その全貌がまだわかりませんので子供たちも進学するかどうか決めておりませんけれども、そちらのほうに移る意向を持っている児童生徒もいるようです。

小越委員 4月から葦崎の適応指導教室がなくなるのに、これからどうなるかまだ把握していないのですか。それでスタートしてしまっているのですか。

嶋崎義務教育課長 これは把握していないのではなくて、そういった調査をかけたときにまだご本人や、あるいは保護者の方が決めかねていると。実際にそれができ上がっていないのでどんな教室かわからないので、とりあえずは石和のこすもすに通いたいという希望だったという報告を受けております。

小越委員 適応指導教室は子供たちの一人一人の学びの場として、私は葦崎も含めて残すべきだと思っています。これは自分の市町村じゃないところに行きたいというお子さんもいます、いろいろなつながりも含めてね。ですので、全県からどこでも行けるぐらいの石和、都留、葦崎、各ポイントポイントに本来あるべきだと思っています。

(部活動指導員任用事業費について)

次に、教の45ページ。先生方のいろいろな負担軽減という立場から、部活動指導員任用事業費、896万円ですけれども、前年度の672万円から若干ふえています、これは何人配置されるのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 来年度は40名の任用を予定しております。本年度は30名でございました。

小越委員 この前はたしか1,151万円で、今年が672万円、新年度が896万円。40人というのは希望する市町村、先生方を含めて、それがちょうど適している人数なののでしょうか。

前島スポーツ健康課長 40名につきましては、県教育委員会のほうから来年度の部活動指導員の任用につきまして意向調査を行ったところでございます。この中で市町村教育委員会から各中学校の部活の顧問の状況、地域の人材、こういったものを踏まえまして40名の要望があったところでございます。したがって、40名の計上ということでございます。

小越委員 これは、もともとは先生方、特に中学校の先生方の負担軽減を図るためとあるのですが、この40人で負担軽減は図られるのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 部活動の負担軽減につきましては、もちろんこの任用事業もございますけれども、昨年3月に策定いたしました運動部活動のガイドラインの中で平日及び土日にそれぞれ1日休養日を設定する。そして平日は2時間、土日は3時間という基準を設けて部活動を指導しております。こうしたことで教員の負担軽減が図られていると考えております。

小越委員 図られているとはとても思えませんよ、40人では。いろいろな部があります。先生方は自分が得意ではない部活もやらなければならない。スポーツではない文化系のところをやらなければならないという先生もいます。その中で、40人で負担軽減図られていますと言ってほしくないですね。40人ではとても足りない。だけど、この方々はどうやって探したらいいかというのは

市町村も困っていると思うのです。専門の方々、それと、先生方の打ち合わせもしなければならぬ。ただただお願いしますというわけにはいきませんから。子供たちの教育の一環であるわけだから、ちゃんと打ち合わせもしなければならぬ。このところは40人で足りていると言うべき話では私はないと思います。もっとふやすか、もっと予算をつけて定期的に話し合いをすれば、どうやったら人材を確保できるかするべきだと思いますので、ここはもう少ししっかりと吟味をして予算をつけるなり、どうやったら負担軽減を図れるのか考えるべきだと思います。

## 討論

### 小越委員

先ほども話しました、いろいろなところに問題はあるのですが、一番は学力テストの問題です。県独自の学力テストを小学生はやめたと言いますが、その反対に学びのサイクル改善事業費ということで、4、5、6年と、昨年に比べて対象の学年をふやしました。子供たちと先生方に負担と競争を押しつけるものであり、ここに私は反対いたします。

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの人数が少ないこと、学力向上支援員、部活動指導員など、先生方、教員の負担軽減を図るにはあまりに人数が少な過ぎると思います。人数をふやすという方向も出されておらず、これは不適切だと思い、反対いたします。

### 採決

採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※請願第29-10号 ゆきとどいた教育を求めるにことについて

## 意見

### 猪股委員

県では現在、厳しい財政状況の中でもよりよい教育環境の整備、充実のため、さまざまな施策を実施しております。高校教育及び特別支援教育の一層の充実を図ることは重要であることから、就学支援金や奨励給付金を支給するなどに加え、県単独の給付金を支給し、家庭の経済環境が厳しい生徒等に対する取り組みを行っていることと承知しております。そこで、引き続き今後も社会情勢、他県の状況、本県の財政状況、及びこれらの取り組みの状況等を見守る必要があることから、現時点においては採否を留保することが適当と考えます。

### 小越委員

採択すべきです。今回当選いたしました長崎知事は25人学級を推進するとはっきり言っております。全ての小中学校で30人以下学級を実現してください。これはまさに長崎知事の公約の一つでもあります。このゆきとどいた教育の請願は今議会で継続審査となりますと、このまま審議未了、廃案になってしまう可能性が高くなっています。2017年に出されたこの請願について、教育厚生委員会で採決、賛否を問うべきだと思います。このまま継続審査となりますと、請願に対して私たちの態度が保留されたままになってしまいます。とりわけこの問題は長崎知事をはじめ皆さん、教育にお金をかける、教育の格差をなくす、お金の負担をなくすということは一致しております。この請願は採択するべきだと思います。

### 杉山委員

ゆきとどいた教育を求めることにつきまして意見を述べさせていただきます。請願事項の各項目につきましては、少人数教育施策、はぐくみプラン、県立高等学校整備基本構想、やまなし特別支援教育推進プラン等に基づきそれぞれ取り組みを行っており、教育環境の整備、充実に順次努めていることと承知しております。

また、知事は本県公立小中学校に25人を基本とする少人数教育を計画的、段階的に導入する考えを示し、現行の少人数学級編成等による効果、課題等を検証した上で検討会を立ち上げ、有識者等から幅広く意見を聞きながら年度内には方針を示すとしております。

さらには、県教育委員会では、昨年6月から本年7月まで、高等学校審議会を開催し、学校関係者や保護者などから意見を聞く中で今後の高校のあり方を検討している状況であり、現時点においては採否を留保することが適当と考えます。

討論           なし

採決           採択の結果、採否を留保するものと決定した。

### ※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第3号議案「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件」について説明が行われた。

質疑

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正について)

小越委員       学校の先生方は残業手当が出ないと理解しているのですが、今の説明でいきますと、原則1カ月45時間と、これは学校の先生方にも当てはまるのですか。

嶋崎義務教育課長   委員がおっしゃったとおり、学校の先生方には時間割りで時間外手当がついているわけではありません。ただ、その分についても今後改定するに当たりましてこの条例改正が必要ということで今回の提案になりました。

小越委員       先生方は、残業手当が付かないで一応固定給みたいに出ていますよね。今の話は、それを見直して、この月45時間、年360時間になるということですか。

嶋崎義務教育課長   現行の扱いの中では時間で制限はされていないのですけれども、一般公務員のものを決めないと教育公務員のほうも決まてこないということで、この手順で段階的に進めるということをお聞きしております。

小越委員       そこは、県の教育委員会の話ではなく、国のレベルの話ということなのでしょうか。そうしますと、学校の事務職員、それから、教育委員会のここにいる職員の方々、その方々がこの月45時間、年360時間に当てはまるという理解ですか。

嶋崎義務教育課長   現行、学校では4つの超過勤務に関する規定があります。1つは修学旅行あるいは校外学習。これが2つです。職員会議、非常災害がありますけれども、これについては命令として時間外勤務ができますけれども、手当がつくわけではありません。こうした部分をどうするかについては、今の国のほうからガイドラインが出ているのですけれども、このこととの整合性を持たせる意味でも地方公務員の改正が必要ということで今回の提案になっております。

小越委員       職員は、学校の先生でなくて、ここにいる教育委員会の職員、それから学校の事務職員がいますよね。その方はこれに当てはまるのか。

塩野次長・総務課長事務取扱   今回の改正で山梨県学校職員とありますけれども、事務局職員、それから学校の教職員も全て含めて対象となります。



(コミュニティースクールについて)

望月（勝）委員 身延高校の件でお聞きしたい。身延高校は平成31年度から中高一貫校ということで地元の身延高校、それから南部中学、身延中学が連携をとりながら、この中高一貫型の山梨県のモデルの最初として出発するわけですが、このモデル高校の今後の将来の見通しについて県のお考えを伺いたいと思います。

まず、学校教育において地域と協働して享受できるものは地域でともに取り組みでいくということの中で、身延高校は来年度より中高一貫校ということで現在進めているわけですが、こうした中で身延高校の魅力を広げるということで県立大学、それから身延山大学と、こうした高大連携の教育方針をとってやっているわけですが、この身延高校を今後、県としてはどのように支援をしていくのか、そのあたりの取り組みをお伺いします。

廣瀬高校教育課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。地域との協働につきましては、身延高校ではこれまで連携型中高一貫教育について推進協議会を設置いたしまして準備を進めてまいりましたが、関係自治体とも協力体制が整っており、下地が十分でき上がっているというふうに私どもでは考えております。県では来年度より身延高校をコミュニティースクールのパイロット校としてスタートさせまして、自治体等関係機関との連携について検討を進めていきたいと考えています。

望月（勝）委員 今、コミュニティースクールのパイロット校ということで、地域と特に密着し、地域の学校、PTA、同窓会、それから行政、そうしたものの4者の協力が非常に必要であるということでございますけれども、制度を導入することで得られる学校教育の中のメリットといいますか成果といいますか、その点をお伺いします。

廣瀬高校教育課長 コミュニティースクールにつきましては、学校と地域住民、保護者が力を合わせまして学校の運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校に転換する制度を導入した学校であると。したがって、そういったコミュニティースクールの導入によりまして地域独自の創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めやすくなるなどの効果が期待できると考えております。

望月（勝）委員 現在、こうした県立高校の中には、学校の評議員という形の中で学校運営に携わっているいろいろな意見を述べたり、また、そうした子供たちの環境という問題についても良好なものを築いていたりということで、この評議員があるわけですが、これからの学校評価や教育活動について、この学校評議員という形が学校運営協議会というような形にまた変わっていくという話も聞いているわけですが、そこらの取り組みに違いがあるのかどうかお伺いします。

廣瀬高校教育課長 学校評議員につきましては、評議員制度が学校教育法の施行規則で定められておりまして、校長の求めに応じまして学校運営に関して評議員は意見を述べるができること。それに対しまして学校運営協議会制度につきましては、校長が例えば作成いたします学校の運営の基本方針の承認ですとか、あるいは学校運営について校長に意見を述べるができたり、あるいは教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べたりすることができることとされております。

望月（勝）委員 今言いましたように、教育委員会とか学校に意見を述べるができるということでございますが、その中である程度制限していくような、そういう学校運営協議会の中での取り決めといたしますか、そうした規則的なものはあるのですか。

廣瀬高校教育課長 お答えいたします。そういったようなことも含めまして、今後、パイロット校として身延高校がスタートするに当たりまして、私どものほうでは来年度、設置準備会、委員会等を置いて検討をする中で、そういった学校関係者ですとか、あるいは各町の教育委員会の関係者ですとか、あるいは関係部署、県教育委員会の関係者を中心にそういった委員会を設置いたしまして、そういった検討委員会の中で具体的な運営ですとか、あるいは学校管理規則、あるいは学校運営協議会の設置等に関する規則の改正等について検討を進めてまいりたいと考えています。

望月（勝）委員 今後、この中高一貫校として身延高校が一つの山梨県のモデルになるわけですが、県としてはどのような方向性をもって中高一貫校を成功させるか。これは当然、学校と同窓会、PTA、地域もあるわけですが、特に県としてこれから指導をどのようにしていくのか、その辺を伺って終わります。

染谷高校改革・特別支援教育課長 中高一貫に関しましては、明年度4月から正式に連携型がスタートするというところでございますけれども、先ほども申しましたとおり、身延高校につきましてはコミュニティースクールのパイロット校として指定をさせていただいて、そこで地域との連携もしっかりやっていくという方向でただいま考えておりますので、コミュニティースクールと中高一貫教育とあわせた形で進行していければと思っております。

(夜間中学について)

杉山委員 過日、夜間中学について報道がありました。一般的に夜間中学はなかなか知っている人が少ないと思いますけれども、夜間中学というのはどういう学校なのかというのを簡単にご説明いただきたいと思っております。

嶋崎義務教育課長 夜間中学につきましては、教育機会均等法の中で夜間、その他特別の時間において基本的に中学校課程の授業を行う学校とされています。対象としましては3つの分類があります。1つは戦争等の混乱の中で義務教育を完全に修了していないまま年齢を過ぎてしまった方。次に、外国籍で本国で義務教育を修了していない者。また、不登校などさまざまな理由で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者が該当します。

杉山委員 報道によるとニーズ調査をしたということなのですが、都会だとか、そういう人口の多いところと山梨と差が当然つくのでしょうか、調査の結果というのはどういう状況だったのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 ニーズ調査につきましては、アンケート形式のはがきを県下40カ所の図書館等公立施設に置く形で実施しました。調査結果は4件の回答があり、内訳は中学校を卒業しているが学び直したい者が3名、本国の中学校を卒業した方が1名で、先ほど挙げました本来の入学対象者である中学校を卒業していないような方からの回答はありませんでした。

杉山委員 4件ということなので、その結果を受けて今後、県としては夜間中学についてはどういうふうに取り組みられるのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 これをもってニーズがないという判断はいたしておりませんので、今後、夜間中学自体の周知を図るとともに、対象者あるいは外国人の方をもう少し対象とするかというようなことを考えてニーズの調査の方法とか対象を、さらに検討してまいりたいと考えております。

杉山委員 いずれにしてもそういうニーズが1人でもあれば学ぶ権利は当然あるわけで、例えばハードで学校とかに通うのではなくて、例えば今、通信制度だとかもろもろ方法はあるのだと思うので、そういうことも工夫しながらそういうニーズがもしあれば応えていただければと思います。

(ろう学校及び盲学校について)

あともう1点ですが、これは地元の方から聞いたのですが、盲ろうの学校ありますけれども、それは大変重要な施設で、県内各地から通われているのだと思います。例えば郡内からそういうところに通う場合、どうしても親御さんと一緒に近くの家なのかアパートなのかわかりませんが、そういうところに地元から離れて住むということをせざるを得ないという声を聞いたのですが、その辺の通学状況だとか、そういう現状を把握されているのでしょうか。もしわかれば。

染谷高校改革・特別支援教育課長 盲学校とろう学校につきましては全県1学区になっておりますので、寄宿舎が用意されているということは承知しておりまして、ただいまその人数につきましては手元にデータがございませんので、また後ほど提出させていただければと思います。  
(会議終了後、杉山委員からデータの提供は不要との申し出があった。)

杉山委員 いずれにしても児童とか生徒が通われている、そういう寄宿舎とか、地元を離れてということになっているのですけれども、場合によっては家族が離れるということもあるのだと思います。そういう意味では、今後の検討になるのですけれども、やっぱり地域的に郡内にもう1カ所分校をつくるだとか、そういったこともこれから必要なのかなということを考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

染谷高校改革・特別支援教育課長 特別支援教育につきましては大変重要な教育だと思っております。今いただきましたご意見等も踏まえまして、今後いろいろな検討をさせていただければと思っております。

(教員の確保対策について)

早川委員 教員の方々の確保対策について伺います。知事は少人数学級を25人と段階的に進めていくことを言っているのですけれども、そのためには受け入れ側の教員の方々をしっかりとふやしていかなければいけないということで、12月ですか、委員会でも私は言っていて、県内の大学の生徒が県外に行ってしまうということで、推薦制度について提言をして、各大学、県立大学、山梨大学で優秀な生徒を推薦して山梨県内に確保するというのを検討していただいていることで、委員会が終わってからも、私もそれを早く進めるべきと具体的に言っていたのですが、これは本当に早急にしないといけない。教員を希望する方も減っているということなので、この進捗についてどういうふうになっているのかお伺いします。

嶋崎義務教育課長 大学推薦につきましては明年度からの実施を決定いたしまして、現在、関係大学との調整に入っているところでございます。今後は5月に予定しております実施要項の配付までに詳細をまとめ、優秀な教員の確保に努めてまいりたいと考えております。

早川委員 決定していただいてよかったです。

また、私が思うのは、大学だけではなくて、その前の段階、要するに教員を希望したり、夢を見たり、その前の段階も必要だと思っていて、例えば高校ですね。高校生の段階でも進路決定をするときに、要するに教育系の大学に行かなければいけないと思うのですね。その段階の高校生とか大学の一番若い人たちとか、特に高校生に対するアプローチが私はまだまだ足りないと思っていて、これも以前、課長にもお願いしたと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

嶋崎義務教育課長 優秀な教員をこれから確保していくためには、大学生だけでなく、それ以前の高校生にも教員養成大学の魅力だとか、あるいは教職課程への興味関心を持ってもらうことが重要と考えております。このため、明年度、県では高校生、大学生を対象としたフォーラム「山梨県で学校の先生になろう」の開催を予定しておりまして、この中で教員として働くことの魅力を高校生にも伝えることで、教員を目指す学生をふやす取り組みを進めてまいりたいと考えております。

早川委員 山梨県で学校の先生になろうという、それを推進するフォーラムをやるという認識で、これはよかったですと思います。ぜひやっていただきたい。

(小学校のキャリア教育について)

次に、質問を変えまして、小学校のキャリア教育についてお伺いしたいと思います。これも私は一般質問で言ったのですけれども、子供たちが将来この地域に残るためには、早い段階で山梨県のさまざまな職業を伝えていかなければいけないということで、特に一般質問で高校とか中学

生だけじゃなくて、小学校の段階でもっともっと山梨県にはこういう仕事があるんだ、こういう仕事がいいんだよということを私言ったことがあるのですが、今、まず、県教委として小学校の段階でどんな職業体験を行っているのか伺います。

嶋崎義務教育課長 現在、小学校では修学旅行等の機会を使いまして、県内の自動車工場、あるいは製鉄工場などの見学を行っております。また、社会科見学として県内の和紙の工場や、あるいはブドウ農家、ワイナリーなどの見学が行われていることを把握しております。

早川委員 大型工場とか、もちろん伝統産業も大切だと思います。ただ、本県の基幹産業、例えば機械電子工業とか観光業、ちゃんとプライドがある、そういう産業に対して知事の政策にもおそらく入っていると思います。基幹産業の機械電子工業などを早い段階から子供たちによさを伝えることが大切だと思うのですが、その点についてはどのようにお考えか、また、どういう取り組みをするのか伺います。

嶋崎義務教育課長 県でも企業体験の重要性だとか、地域の魅力を感じてもらうことはとても重要なことと考えておりまして、まず現在は初任者研修の中に企業での体験研修を取り入れております。これまで県内の製造工場等に出向きまして体験的な研修を行っております。また、見学可能な、あるいは体験的な学習の受け入れが可能な企業の情報を整理しまして、管理職研修だとかキャリア教育の研修の中で紹介などを行う中で、小さな県ながらも世界に誇れる技術が磨かれ、受け継がれていることを児童にも理解させていきたいと考えております。

早川委員 最後になりますけど、初任者研修等で学校の先生側にやっている、また、子供たちには、ちょっと見学に行くとか、それはわかっているのです。私が言っているのは、それを具体的に機械電子産業とか観光業を職業体験としてですね、もっと感じてもらうということが必要だと思います。この点についてぜひ検討して実行していただきたいと思います。最後にお答えいただいて、お願いします。

嶋崎義務教育課長 県でも今の御指摘をいただきました点につきましては大変重要な課題と捉えております。ただいま委員からいただきました意見を参考に、今後さらなるキャリア教育、そして地域の魅力を感じる児童生徒の育成に努めていきたいと考えております。

(ふじざくら支援学校の和解及び損害賠償額の決定の件について)

小越委員 配られました報告書の25ページにあります、和解及び損害賠償額の決定の件でお伺いします。県立ふじざくら支援学校校内における負傷事故に係る和解及び損害賠償の額についてということで、476万7,908円。専決処分したのは今年の1月28日ですけど、専決処分した理由が、平成27年3月4日、県立ふじざくら支援学校校内において発生した負傷事故について和解し、損害賠償額を定め、処分を行ったとあるのですが、金額が少し多いということと、平成27年3月とかなり前なのですが、この和解及び損害賠償の件について少し詳しく説明してください。

染谷高校改革・特別支援教育課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。平成27年3月4日、県立ふじざくら支援学校の教室において、日常生活に必要な基本動作などを学ぶ授業、これは自立活動の授業と呼んでおりますけれども、これを行っていた際に、担当教諭が生徒をマットの上に寝かせ、体位変換をした際に左上腕が骨折するという事故が発生したものでございます。その後、生徒の保護者から約2年後となりますけれども、平成29年6月末に損害賠償の請求があったことから、県顧問弁護士とともに交渉を重ね、平成31年2月に和解が成立したというものでございます。

体位変換というのをちょっと説明させていただきますと、マットを敷きまして、まず、左手を下に横になった状態から仰向けに変えて、それを今度、左側を下に交換させる。回転させるような形になるのですが、その途中で骨折ということが発生したということでございます。

小越委員 学校内で事故が起こるのは、まあ、あるのだと思うのですよね。いろいろな事故があつて。その事故が起きた場合に、たしか学校安全会みたいな保険があつたと思うのですけれども、その対応ではなく、損害賠償になつたのですか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 476万7,908円の内訳でございますけれども、まず、日本スポーツ振興センターからおける障害時見舞金というものがございまして、これが210万円。そして医療給付金としておけるものが9万7,908円ということでございまして、まだ保険が別にございまして、山梨県高等学校安全互助会というものもありまして、そちらのほうから27万円でございます。残りのお金としまして230万円。合わせて476万7,908円ということで、そういう保険も中には入って、総額が476万円ということでございまして。

小越委員 事故が起きてしまったことはいたし方ないと思うのですけれども、損害賠償で弁護士が入って訴えられるという経過が、普通の学校の中で起きているのとちょっと違うケースかなと思うのですよね。走っていて転んで骨折するというのは体育の時間とか、日々あるかと思うのですけれども。訴えられたというのは、学校側に非というか何かがあつたのでしょうか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 保護者の方からの損害賠償の請求があつたのが平成29年ということですので、その間は特に何の動きもなかったということでございまして。平成29年に訴えが出てきたものですから、そこから和解に向けての交渉がありまして、約1年半かけて成立したということでございまして。

小越委員 それで、このお子さん、聞いたところ高校3年生という方だと思うのですけれども、その体位交換をするときの先生方は1人だったのですか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 生徒さんは当時高校2年生ということでございまして、その当時の体位交換につきましては、1対1の対応でやっていたと聞いております。

小越委員 やはり全介助のお子さんだと思うのですよね。高校生ということは体も大きいですし、1人の先生がやっていたということも含めて、今後の再発防止です、このケースを含めて今後どのように再発防止とか、これを教訓にしてどうするかというのはどのようになったのでしょうか。

染谷高校改革・特別支援教育課長 まず、事故発生を受けまして学校長が事故の原因と今後の再発防止対策については保護者に説明するとともに、その内容を全職員に周知をしております。また、ほかの支援学校に対しましても県教育委員会といたしまして、同様の事案が起こらないよう注意喚起をしたところでございまして。

具体的な再発防止対策といたしましては3点ございまして、まず1点目は生徒の体調管理、それから身体状況の把握をしっかりとすることです。それから2番目といたしまして、体位交換の際には生徒の実態に応じて2人体制で行うということでございまして。3番目といたしましては、専門性を向上させるという観点から、理学療法士等の専門家との連携を図るという3点でございます。

再発防止につきましては、本発生事案のみならず、事故につながるようなインシデント事案についても各校で情報共有を定期的に行いまして、医師等、医療関係者からの助言をいただく中で再発防止に努めているところでございまして。

小越委員 ぜひ複数の指導員、先生方が当たるということと、専門家のPT、OTの方々の支援、指導のもとにこのことを徹底していただきたいなと思います。

(外国籍の子供への対応について)

もう1点、12月議会のときにもお話を聞きましたが、外国籍の子供の問題です。今度、外国

人労働者が解禁になることによって、子供たちも今以上にふえることが想定されるのですけれども、12月議会のときに、外国籍の子供たちが3,595人、日本語指導が必要なお子さんが小学校で236人、中学校は56人と言いました。4月から山梨県にもそういう外国人の労働者がふえる可能性が出てきます。そこに子供さんも帯同してくるかもしれませんし、これから子供が生まれるかもしれない中では、外国人の窓口の中で学校に当たるところの対応ですね。特に4月になりますといろいろなものが配られまして、言葉がわからないということでいろいろなトラブルや漏れが出てくると思うのですけれども、それについて新年度から外国人の子供たち、日本語がわからないお子さんがこれからふえるかもしれないことに関しての対応策とか、何か検討していることはあるのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 前回お答えしたかもしれませんが、日本語指導の教員を配置しております。これとあわせて外国語の通訳を行う者の派遣を行っております。

小越委員 多分、英語圏域以外のベトナムとか中国とか、そういう東南アジアのお子さんもふえるのではないかと。英語以外の言葉を持っているというお子さんがふえるかもしれないのですけれども、通訳派遣と言いましても、それが新年度のこれからすぐではないかもしれませんが、予算的に、人的にふやすというような検討をされたほうが私はいいと思うのですけれども、学校だけではなくて外国人の労働相談窓口をつくる予定かもしれませんが、そこでの連携とかはどのようにされる予定なのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 本県では特に中巨摩地区に外国籍の子供たちが多いということから、その学校に指導主事が訪問しまして状況を把握する中で、市町村の教育委員会の連携だとか、あるいは公共的な施設の連携を図っているところでございます。この中で各母国語にはいろいろな種類がありますので、そういった言葉のわかる方を紹介したりとか、あるいはボランティアでできるような方を募ったりというようなことを行っております。

小越委員 自然発生的にはなく、もう少し組織的にやらないと対応がおくれてしまうと私は思います。どの子たちも外国籍の子供たちも学ぶ権利を持っていますし、その子たちにしっかり学校のほうからもアプローチできるように、いろいろな言葉のことが障害で学ぶことがおくれることがないようにお願いしたいと思います。

(小学校の英語専科教員について)

最後に1点聞きたいのは英語の専科教員のことです。英語が小学校で必修になるということについて、小学校に英語の専科教員の配置となっていると思うのですが、来年度は全部の学校に配置できるのですか。

嶋崎義務教育課長 この数につきましては、全国で約2,000名ということになっております。今年度は、27名というかなり多くの数をいただいておりますので、来年度も同じ数でお願いしたいということを文科省から通知を受けております。

小越委員 27人では全てのところに対応できなくて、何校かかけ持ちをしている専科指導の先生がいらっしゃると思います。必修になりますので、もっとこれからたくさん必要になってくると思うのですね。国は、小学校の英語の専科教員をもっとふやすというふうに考えていると思うのですけれども、そこに条件が今度つくようなことを聞きました。英語の免許を持っている人だとか、外国でやったことがあるとか、そういう方々を採用していかなければならない。その計画はどのようになっているのでしょうか。

嶋崎義務教育課長 採用に当たりましては、英語の免許を持っている学生を加点するような制度を導入しております。また、現職の教員の中でも英語の免許を取りたい者につきましては山梨大学で講座を開講しておりますので、そちらのほうを受講してもらうようなことで周知を図っているところでござ

います。

小越委員 新規で採用する場合にですよね。新規に英語の専科教員を採用するときにはいろいろな条件があるかと思うのですが、それは、でも、来年からすぐできるわけではなくて、教育学部に入るときに英語の免許も取るために入らねばならない。途中から英語の免許を取るというわけにいかないと思うのですよね。だったら、今から5年後、6年後の英語の先生を、ちゃんと専科教員を配置するためには、どういうふうにシステムをつくっていくのかという、少し長いスパンも含めて展望があればお話してください。

嶋崎義務教育課長 文部科学省では、現在、専科教員の配置を進めておりますけれども、基本的には小学校英語につきましては学級担任が行うことを前提としております。このため、専科教員についてはそちらのほうに乗りかえるのではなくて、専科教員の実勢を見ながら、今いる英語の免許を持っていない先生方が学んでほしいということで、県でもそういった指導をあわせて進めているところでございます。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第50号 山梨県介護医療院に関する基準を定める条例中改正の件

質疑

杉山委員 ちょっと聞きなれない名前ですが、介護医療院というのはどういう施設なのかというのを簡単に説明していただければと思います。どういう方が入られて、県内にどのぐらいそういう施設があるのかということも含めてご説明をいただきたいと思います。

佐野健康長寿推進課長 介護医療院につきましては、長期にわたって療養が必要な要介護者が入所される施設でございます。そこでは必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことを目的としている施設でございます。介護医療院の特徴といたしましては、入所者に必要に応じた医療ケアを提供するとともに、生活の場を提供する施設でございますため、生活施設としての機能が重視されておりました。入所者の部屋の床面積は原則として1人当たり8平米以上確保されて、プライバシーを尊重してカーテンではなくパーテーションや家具による間仕切りが設けられている施設でございます。県内初めての施設でございます。

杉山委員 今回の条例改正で業務委託等々改正されるわけですが、検体検査ということを含めていろいろなもろもろの業務委託について何らかの影響とかそういうものがあるかもしれないと教えていただきたいと思います。

佐野健康長寿推進課長 介護医療院では血液検査や体の組織を検査するのですが、直接検査ができるものは施設内で行いまして、施設内ではできないものは委託を行っているということでございます。今回の条例改正は衛生検査所などで行う検体検査の精度を確保するために医療関係法令が改正されたことに伴うものでございますので、介護医療院の業務への直接の影響はないものと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第51号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第3条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。



※第60号 平成30年度山梨県国民健康保険特別会計補正予算

質疑

(国民健康保険財政安定化基金積立金について)

小越委員 　まず、福の39ページ、国民健康保険財政安定化基金積立金。補正で国からの補助金を受けて2億1,000万円積み上げるということですが、そもそもこの基金積立金は現在どのくらい積み上がっているのでしょうか。

土屋国保援護課長 　お答えいたします。財政安定化基金の積み立ては、国庫補助金が財源となっておりまして、本年度、国から受け入れる予定の2億1,485万6,000円を含めまして、平成27年度からこれまでの積立額は運用益を含めまして20億10万9,000円となっているところでございます。

小越委員 　その基金は20億円ですが、今年度で終わりなのでしょうか。まだこれからも積み立てが続くのでしょうか。

土屋国保援護課長 　積み立てにつきましては国の配分額によっているところでございまして、今後、国からの示達があればまた積み立てるということになっているところでございます。

(財政安定化基金支出金について)

小越委員 　次の福40ページですけど、財政安定化基金から保険料収納不足により財政不足が見込まれる市町村に貸し付ける。すなわち、この20億円ぐらい積んでいる基金から、市町村が保険料を集めきれずに県に納めることが大変なのでお金を貸してもらってやるという支出金だと思うのですが、2億5,000万円と結構大きな金額です。どこの市町村で、1市町村なのでしょうか。

土屋国保援護課長 　貸付先につきましては甲府市でございます。

小越委員 　この仕組みを少し教えてください。

土屋国保援護課長 　貸し付けを行いますと、貸し付けた翌年度は据え置きまして、3年間で償還するということになっております。また、利子につきましては無利子という形になります。

小越委員 　甲府市の収納が2億5,000万円も足りなかったというのはなぜか。理由を甲府市から確認していますか。

土屋国保援護課長 　甲府市につきましては、平成29年度分の国民健康保険療養給付費等負担金の精算に伴って国への返還額が約2億2,807万円と高額なものとなったため、貸し付けを希望しているところでございます。

小越委員 　ということは、甲府の保険料、加入者からお金を集める保険料が足りなくなったわけではなく、国への返還のところでお金が足りなくなってこれを貸してもらったということですか。保険料の収納不足ということが、直接の原因ではないということですか。

土屋国保援護課長 　お答えいたします。国民健康保険につきましては、長いスパンで考えておるところでございまして、今回の部分につきましては、平成29年度、昨年度分の負担金の精算に伴って返還額が甲府市の想定していたものよりふえたということでございます。

小越委員 　ということは、甲府の保険料収納率は予定どおりだったということですか。

土屋国保援護課長 甲府市の収納率につきましては、ここ数年、毎年約1%弱程度上がってきているところですが、そうは申しましても収納率が100%というわけではございませんので、このような状況が生じたものと考えておるところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第5号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

小越委員 700円から1,800円ということで大幅に値上げをされる理由は何でしょうか。

佐野健康長寿推進課長 介護支援専門員のこの実務研修受講試験につきましては、試験問題の統一性の確保とか事務の効率性の観点から、試験問題作成につきまして厚生労働大臣の登録を受けた登録試験問題作成機関、公益財団法人の社会福祉振興試験センターが行っているのですが、全都道府県が委託している機関でございまして、ここが平成30年度からの受験要件の見直しによる影響で受験者数が大幅に減少して、3分の1に減少したということに伴いまして、試験問題1冊にかかる手数料を700円から1,800円に引き上げるというものでございます。

小越委員 ということは、介護支援専門員の実務研修を受ける受験料は幾らから幾らに上がるということでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 試験問題の1冊当たりの手数料につきましては700円から1,800円に上げますけれども、受験料につきましては6,000円のまま据え置きということになっております。

小越委員 受験料は6,000円ですけど、この実務研修を受ける人の払うお金ですね、6,000円のほかに。それはこの分だけ引き上がるという理解でいいのでしょうか。

佐野健康長寿推進課長 そのとおりでございます。

討論

小越委員 700円から1,800円に値上げをされるということで、介護支援専門員実務研修を受ける人の負担がふえますので、これには反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第8号 山梨県民生委員定数条例中改正の件

質疑

猪股委員 山梨県民生委員定数条例の改正について幾つか伺います。民生委員は常に県民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う、地域福祉の推進になくてはならない存在であります。今回、その定数条例を改正するわけですが、これに関して伺います。

まず、民生委員の定数について伺います。民生委員の定数は厚生労働大臣の定める基準を参酌し、市町村長の意見を聞き、改めるとのことですが、厚生労働大臣の定める基準とはどのようなものなのか、その辺について伺います。

小野福祉保健総務課長 基準につきましては、市町村の規模ごとに指定都市、それから人口10万人以上の市、人口10万人未満の市、町村という4つの区分がございます。例えば人口10万人未満の市につきましては、120世帯から280世帯ごとに民生委員を1人配置するなど、区分ごとに世帯数に応じた民生委員数の目安が示されているところでございます。これを参酌しまして市町村ごとに定数を定めることとしております。

猪股委員 今回は一部の市町村の定数のみを改正するとの説明であります、その理由について伺います。

小野福祉保健総務課長 今回の改正に当たりましては、まず全ての市町村を対象した基礎調査を実施いたしました、それをもとに民生委員の活動状況などにつきましてヒアリングを行いまして確認をしたところです。その結果、一部の地域の世帯数の増加ですとか、地理的な条件など、地域の状況によりまして増員を希望する市町村と、その一方で、例えば小学校区の統廃合などによりまして担当地域の見直しなどを行った結果、定数を減じる市町村がありまして、こうした市町村の意見を反映したものが今回の定数案となっているところでございます。

猪股委員 次に、民生委員の活動について伺います。民生委員は地域においては子育ての支援から高齢者の見守りまで幅広い活動が求められていますが、民生委員活動に対して県の支援はどのようなようになっているのか最後にお伺いします。

小野福祉保健総務課長 県では新たに委嘱された民生委員に対しましては新任研修を、就任から2期目以上の民生委員に対しましては中堅委員研修を実施しております。また、地域の活動方策などを学ぶ会長・副会長研修など、対象者の段階に応じたきめ細かな研修を実施しておりまして、人材育成を図っているところでございます。

また、「民生委員の手引き」という冊子があるのですけれども、そういった冊子を作成いたしまして一斉改選のときに全委員に配付することで、民生委員一人一人の活動を支援するとともに、地区民生委員協議会に対しまして活動費を助成いたしまして、組織的な取り組みの活性化も図っているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第9号 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 3月11日に引き続き福祉保健部関係の審査を行うこととされた。

以 上

教育厚生委員長 桜本 広樹